

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 1 月 20 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1600290 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1600139 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額を 43 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 18 年 12 月 15 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 12 月

請求期間において、A 社から賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録が無い。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された「給与支給明細書 (2006 年 12 月分賞与)」(写) により、請求者は、請求期間において A 社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、請求者の賞与支給日については、複数の同僚から提出された請求期間に係る預金通帳 (写) における振込日から、平成 18 年 12 月 15 日とすることが妥当である。

一方、請求期間の標準賞与額については、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、上記「給与支給明細書 (2006 年 12 月分賞与)」(写) において確認できる厚生年金保険料控除額から、43 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 18 年 12 月 15 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年 12 月 15 日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600292号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1600140号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月15日の標準賞与額を26万2,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月

請求期間において、A社から賞与の支払を受けたが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録が無い。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳(写)及び複数の同僚から提出された「給与支給明細書(2006年12月分賞与)」(写)により、請求者は、平成18年12月15日にA社から賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、上記「給与支給明細書(2006年12月分賞与)」(写)によると、当該同僚は、いずれも請求期間に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる。

さらに、B市から提出された請求者に係る「平成19年度給与支払報告書」(写)における社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額等から推計される、請求者の給与に係る年間の社会保険料額を上回っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準賞与額については、上記の預金通帳(写)及び「給与支給明細書(2006年12月分賞与)」(写)により推認できる厚生年金保険料控除額から、26万2,000円とするこ

とが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年12月15日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年12月15日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1600261号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1600141号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和19年11月1日から同年2月7日に訂正し、同年2月から同年10月までの標準報酬月額を120円とすることが必要である。

昭和19年2月7日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(子)

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和22年生

住 所 :

2 被保険者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正6年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和18年5月から昭和19年11月1日まで

私の父(訂正請求記録の対象者)の運行管理者証によると、父は、昭和18年5月からB社(請求期間当時は、A社)C営業所で勤務していた旨が記載されているが、厚生年金保険の記録(オンライン記録)では、同社に係る厚生年金保険被保険者の資格取得年月日が昭和19年11月1日と記録されている。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

訂正請求記録の対象者が請求期間後に勤務した会社から提出された訂正請求記録の対象者に係る労働者名簿(写)に記載されている職歴及び請求者から提出された訂正請求記録の対象者に係る運行管理者証に記載されている経歴から、訂正請求記録の対象者は、請求期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、請求期間のうち、昭和19年2月7日から同年11月1日までの期間について、i) 訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者台帳において、訂正請求記録の対象者が、A社で同年2月7日に厚生年金保険(昭和19年9月30日以前は、労働者年金保険)の被保険者資格を取得していることが確認できるものの、資格喪失年月日の記載が無い上、当該台帳に記載されている厚生年金保険被保険者台帳記号番号に係る払出簿においても、訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険の資格取得年月日は同年2月7日と記載されているものの、資格喪失年月日の記載は無いこと、ii) 日本年金機構は、「訂正請求記録の対象者の昭和19年2月7日に資格取得となっている被保険者記録の資格喪失日が確認できる被保険者名簿は、確認することができなかった。」と回答していることから、請求期間当時の社会保険事務所(当時)における年金記録の管理が適切に行われていたとは言い難い。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は、昭和19年11月1日と記載されていることが確認できるところ、訂正請求記録の対象者と同様に、オンライン記録又は厚生年金保険被保険者台帳において、被保険者名簿に記載されている資格取得年月日よりも前に資格取得年月日がある複数の同僚について、その資格取得年月日以降、被保険者名簿に記載されている資格取得年月日までの間に資格喪失や資格の再取得の記載は無く、被保険者期間が継続していることが確認できることから、訂正請求記録の対象者についても同様に、厚生年金保険被保険者台帳に記載されている資格取得年月日である同年2月7日以降は、同社において継続して厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、請求期間のうち、昭和19年2月7日から同年11月1日までの期間について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得年月日は、同年2月7日であると認められる。

なお、請求期間のうち、昭和19年2月7日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者台帳に係る同年2月の記録から、120円とすることが妥当である。

一方、請求期間のうち、昭和18年5月から昭和19年2月7日までの期間について、紙台帳検索システムによる調査及び請求期間当時の現存する被保険者名簿の全てのページの縦覧による調査を行ったが、訂正請求記録の対象者が、A社において同年2月7日より前に厚生年金保険の被保険者資格を取得している記録は見当たらない。

また、i) A社は、請求期間に係る厚生年金保険料を訂正請求記録の対象者の給与から控除したか否かについては不明である旨を回答していること、ii) オンライン記録において、請求者が訂正請求記録の対象者の同僚として氏名を挙げた複数の者と同姓同名である者の記録は確認できるものの、それらの者は「死亡」との記録となっており、照会することができないこと、iii) 請求期間において、同社で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者に照会したものの、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる回答を得ることができないことから、請求期間のうち、昭和18年5月から昭和19年2月7日までの期間について、訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間のうち、昭和18年5月から昭和19年2月7日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として請求期間のうち、昭和18年5月から昭和19年2月7日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。